

令和8年 2月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和8年2月16日 開会

令和8年2月16日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和 8 年 埼玉県央広域事務組合議会会議録  
2 月 定 例 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月16日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○議席の指定	5
○議員の自己紹介	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○議会運営委員会委員の選任	6
○諸般の報告	7
○行政報告	7
○報告第1号の上程、説明	9
○議案第1号～議案第7号の上程、説明	10
○議案第1号の質疑、討論、採決	18
○議案第2号の質疑、討論、採決	18
○議案第3号の質疑、討論、採決	19
○議案第4号の質疑、討論、採決	20
○議案第5号の質疑、討論、採決	21
○議案第6号の質疑、討論、採決	22
○議案第7号の質疑、討論、採決	23
○管理者のあいさつ	26
○閉 会	26
☆	
署名議員	29

參考資料

議決結果一覽表 ..... 3 1

埼玉県央広域事務組合告示第1号

令和8年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月9日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

1 期 日 令和8年2月16日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15 名

1 番	藤 村 孝 志 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	芝 寄 和 好 議 員	4 番	須 山 陽 一 朗 議 員
5 番	糸 井 政 樹 議 員	6 番	永 井 司 議 員
7 番	滝 瀬 光 一 議 員	8 番	諏 訪 三 津 枝 議 員
9 番	潮 田 幸 子 議 員	10 番	金 澤 孝 太 郎 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	渡 邊 光 子 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	工 藤 日 出 夫 議 員
15 番	島 野 和 夫 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 令和8年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和8年2月16日（月曜日）

## 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 諸般の報告
- 6 行政報告
- 7 専決処分の報告
- 8 議案第1号から議案第7号の上程、提案説明
- 9 議案第1号の質疑、討論、採決
- 10 議案第2号の質疑、討論、採決
- 11 議案第3号の質疑、討論、採決
- 12 議案第4号の質疑、討論、採決
- 13 議案第5号の質疑、討論、採決
- 14 議案第6号の質疑、討論、採決
- 15 議案第7号の質疑、討論、採決
- 16 管理者のあいさつ
- 17 閉 会

○出席議員 15名

1番	藤村孝志	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	芝寄和好	議員	4番	須山陽一朗	議員
5番	糸井政樹	議員	6番	永井司	議員
7番	滝瀬光一	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	潮田幸子	議員	10番	金澤孝太郎	議員
11番	秋谷修	議員	12番	渡邊光子	議員
13番	浦田充	議員	14番	工藤日出夫	議員
15番	島野和夫	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	矢澤欣子
参事兼事務局長	武田昌行
消防長	千村茂
本部次長	原田正美
副参事兼 予防課長	坂巻泰弘
鴻巣消防署長	青木秀昭
桶川消防署長	岡田正夫
北本消防署長	森正幸
消防総務課長	島田英樹
警防課長	高柳禎胤
救急課長	岩崎徳生
指令課長	相原健治
総務課長	鈴木浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	塩野谷剛史	書記	木持裕子
書記	清野さつき	書記	矢部香奈美

(開会 午前 9時02分)

### ◎ 開会の宣告

芝崙和好議長 ただいまから令和8年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開議の宣告

芝崙和好議長 これより本日の会議を開きます。

### ◎ 議席の指定

芝崙和好議長 日程第1、議席の指定を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまご着席になっている席を議席と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいまご着席になっている席を議席と決定いたしました。

### ◎ 議員の自己紹介

芝崙和好議長 ここで、桶川市より選出された議員の異動の報告をいたします。

桶川市選出の渡邊広美議員に代わりまして、渡邊光子議員が本会議の議員に選出されましたので、ご報告いたします。初対面の方もあろうかと思しますので、議席番号1番の方から順次、氏名、選出の組合市程度の自己紹介をお願いしたいと思います。

1番 藤村孝志議員 鴻巣市議会議員の藤村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2番 矢島洋文議員 議席番号2番、鴻巣市の矢島洋文でございます。よろしくお願いいたします。

4番 須山陽一朗議員 桶川市選出の須山陽一朗です。引き続きよろしくお願いいたします。

5番 糸井政樹議員 桶川の糸井政樹です。よろしくお願いいたします。

6番 永井 司議員 北本市選出の永井です。よろしくお願いいたします。

7番 滝瀬光一議員 北本市議会議員の滝瀬でございます。よろしくお願いいたします。

8番 諏訪三津枝議員 議席番号8番、鴻巣市選出の諏訪三津枝です。よろしくお願いいたします。

9番 潮田幸子議員 鴻巣市選出の潮田幸子です。よろしくお願いいたします。

10番 金澤孝太郎議員 おはようございます。議席番号10番、鴻巣市選出の金澤孝太郎でございます。よろしく申し上げます。

11番 秋谷 修議員 鴻巣市選出の秋谷です。よろしく申し上げます。

12番 渡邊光子議員 おはようございます。桶川市議会議員、渡邊光子でございます。よろしく願いいたします。

13番 浦田 充議員 おはようございます。桶川市の浦田充です。よろしく申し上げます。

14番 工藤日出夫議員 おはようございます。北本市議会選出の工藤日出夫です。よろしく願いいたします。

15番 島野和夫議員 おはようございます。北本市選出の島野和夫です。よろしく申し上げます。

芝寄和好議長 議席番号3番、鴻巣市選出の芝寄和好です。よろしく願いいたします。

以上で議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

芝寄和好議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

6番、永井司議員、9番、潮田幸子議員を指名いたします。

#### ◎ 会期の決定

芝寄和好議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、2月16日の1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝寄和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は2月16日の1日間と決定いたしました。

#### ◎ 議事日程の報告

芝寄和好議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

#### ◎ 議会運営委員会委員の選任

**芝寄和好議長** 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、組合市から2名選出するものと規定されております。ただいま桶川市の1名の議会運営委員会委員が欠員となっておりますが、新たに桶川市より選出されておりますので、私よりご指名を申し上げることといたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**芝寄和好議長** ご異議ないものと認めます。

よって、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員に須山陽一朗議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名いたしましたとおり埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**芝寄和好議長** ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

## ◎ 諸 般 の 報 告

**芝寄和好議長** 日程第5、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和7年度9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記から報告させます。

塩野谷書記。

〔書記朗読〕

**芝寄和好議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

## ◎ 行 政 報 告

**芝寄和好議長** 日程第6、行政報告を行います。

武田参事兼事務局長から行政報告を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

**武田昌行参事兼事務局長** それでは、令和7年11月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましてご報告申し上げます。本工事については、1月16日に基礎工事が完了し、現在は鉄筋コンクリートの柱や梁、壁などの躯体工事を実施しており、工程表のとおり進捗しております。

次に、令和7年度消防職員採用試験につきましてご報告申し上げます。第1次試験は、9月21日、日曜日に上級・中級・初級試験をそれぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、受験者31名の中から26名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして、11月13日、木曜日に個人面接、集団討議、共同作業、体力検査及び身体検査を行い、9名を合格とし採用候補者名簿に登載いたしました。

なお、採用予定者の内訳は、上級4名、中級2名、初級3名となっております。

次に、鴻巣消防署川里分署及び桶川消防署の高規格救急自動車につきましてご報告申し上げます。本車両については、12月18日に納車され、車両及び資機材取扱訓練を実施し、12月23日から運用を開始いたしました。

次に、非常用救急自動車の増車につきましてご報告申し上げます。非常用救急自動車は、運用中の救急車が修理や点検等で使用できない場合に対応するための車両です。日勤救急隊が使用する車両を含め12台の救急自動車を運用する中で、非常用は1台としておりましたが、増加する救急需要に対応するため、令和7年度の更新により役割を終えた桶川消防署の救急自動車1台を本年1月から非常用救急自動車として増車し、再活用しております。

次に、新たに消防本部へ整備した支援車トイレカーにつきましてご報告申し上げます。本車両については、1月8日に納車され、車両取扱訓練を実施しております。今後は、災害発生時等に必要に応じて運用してまいります。

次に、埼玉県秩父市で令和8年2月4日に発生した林野火災についてご報告申し上げます。埼玉県下消防相互応援協定に基づく特命要請を受け、当消防本部から応援部隊を派遣いたしました。2月7日に、第1次派遣隊として消火小隊2隊8名が出動し、同日任務を終え帰署いたしました。その後、現地での消火活動が継続されたことから、2月13日現在において第6次派遣隊まで編成を組み、延べ8隊30名が出動し、消火活動を行いました。

なお、林野火災は鎮火してはおりませんが、13日の17時に火勢が鎮圧し、延焼の危険がなくなったため、15日に応援要請は解除されました。

次に、昨年中の火災、救急、救助の発生件数につきましてご報告申し上げます。火災件数につきましては87件で、昨年と比較して6件の減少となりました。救急件数につきましては1万5,303件で、昨年と比較して249件の増加となり過去最多となりました。救助件数につきましては303件で、昨年

と比較して20件の増加となりました。

続きまして、県央みずほ斎場に関してでございますが、残骨灰に関するアンケート調査結果につきましてご報告申し上げます。昨年12月に県央みずほ斎場利用者を対象として、収骨後に残る残骨灰等の取扱いに関するアンケート調査を実施いたしました。本アンケートは、斎場利用者680人に郵送し、323人から回答をいただいております、回答率は47.5%となっております。

調査の結果、残骨灰に有価物が含まれていることについては65.6%の方が認知している一方で、残骨灰に含まれる有価物を売却し、火葬場の運営に活用している斎場があることについては78.7%の方が知らないとの回答となっております。また、残骨灰に含まれる有価物を売却し、その収益を県央みずほ斎場の運営に役立てることについては、よいが65%、抵抗はあるがよいが25.1%となり、90.1%の方が肯定的な意見を示す結果となりました。

なお、本アンケート調査結果につきましては、後日組合ホームページへ掲載いたします。

次に、今年度4月1日から1月31日までの10か月間の県央みずほ斎場利用状況についてご報告申し上げます。火葬件数は2,769件で、前年度の同時期と比較して14件の増加、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は11件となっております。また、葬儀・告別式による式場の利用件数は、第1式場と第2式場を合わせて487件で、前年度の同時期と比較して7件の増加、1日当たりの利用件数は1.9件となっております。

小動物の火葬件数は1,260件で、前年度の同時期と比較して6件の減少、1日当たりの利用件数は5件となっております。

以上、行政報告といたします。

## ◎ 報告第1号の上程、説明

**芝崙和好議長** 日程第7、報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

**並木正年管理者** 本日ここに、令和8年2月埼玉県県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。本件は、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものです。

概要といたしましては、令和7年12月14日午前3時31分頃、鴻巣市上谷1443番地、株式会社北陽倉庫敷地内において、自動火災報知設備の鳴動により出動した隊員が、2階事務所の室内を確認す

るため、三連はしごを使用し中段まで登梯していたところ、壁面の一部が割れ破損したものでございます。

示談により、相手方に修繕費用3万円を賠償することで、令和8年1月22日に専決処分を行ったものでございます。

なお、賠償金につきましては、その全額を一般財団法人全国消防協会消防業務賠償責任保険から支払われるものであります。

以上でございます。

**芝崙和好議長** 報告第1号につきましては議決案件ではございませんので、報告のとおりご了承願います。

### ◎ 議案第1号～議案第7号の上程、説明

**芝崙和好議長** 日程第8、議案第1号から議案第7号までの7件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

**並木正年管理者** それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の令和8年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

埼玉県央広域事務組合が発足して、間もなく30年が経過しようとしております。この間、皆様方のご理解ご協力によりまして、消防業務、斎場業務とも順調に運営され、住民の安全安心を守るという大きな役割を果たしてまいりました。改めまして、感謝申し上げます。

さて、我が国の経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策効果も相まって、景気は緩やかな回復基調が続くとの見方が広がっております。一方では、海外における金融引き締め長期化や中国経済の動向、地政学的リスクの高まりなど、国際経済を取り巻く不確実性は依然として高く、これらにより経済の下振れリスクが高まることが指摘されております。また、物価上昇の継続、為替や金融市場の変動、各国の政策動向などについても、引き続き注意する必要があります。

このような中、国においては、経費全般にわたる節減合理化に取り組む一方で、社会保障関係費の増加などにより、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、各地方自治体には、物価上昇の影響に対応しつつ、より一層の財政規律が求められております。

当組合におきましても、組合市からの負担金を主な財源として運営していることから、限られた財源を有効に活用し、持続可能な財政運営を確立するため、事務事業の適正化及び効率化を図って

いるところです。交付税措置のある地方債や消防施設整備基金を効果的に活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、住民の皆さんの期待に最大限応えていくため、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県央みずほ斎場につきましても、利用者の皆さんに安心して快適にご利用いただけるよう、施設の適正な維持管理と安定した運営に万全を期してまいり所存でございますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに消防事業でございますが、近年、災害の大規模化や、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境は大きく変化しております。

昨年は、1月に八潮市の大規模な道路陥没事故、2月に岩手県大船渡市の林野火災、11月に大分県大分市での大規模火災、さらには、12月に青森県東方沖を震源とする震度6強の地震が発生するなど、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

こうした中、消防本部は、組合市と連携しながら、地域事情に精通する消防団と一体となって、消防力を最大限に発揮し、あらゆる災害に立ち向かっていかなければなりません。

これを踏まえ、第6次消防力等整備計画に基づき、施設、設備の効果的かつ重点的な整備を行い、組織の強化に取り組むとともに、職員の教育訓練のさらなる充実を図り、人材育成と資質の向上に努め、消防組織としての活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、少子高齢化が急速に進む中、住宅火災による被害の軽減のため、住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進いたします。

さらに、大規模地震発生時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及を促進するため、継続的な啓発を実施してまいります。

また、重大な消防法令違反のある防火対象物に対しては、必要に応じて警告・命令等の措置を実施し、早期是正を図るほか、定期的な立入検査の実施により、事業所等の関係者が、法令を遵守し火災の発生を予防できるよう指導してまいります。

また、火災予防手続につきましては、デジタル化を推進し、申請・届出の利便性向上を図ってまいります。

次に、救急事業でございますが、高齢化の進行や、生活様式の変化などを背景として、全体的に救急需要が増大・多様化していることから、昨年も過去最大の出動件数となりました。

今後も増加が見込まれる救急需要に備え、非常用救急自動車を増車し2台体制としたほか、令和6年4月から暫定的に運用している日勤救急隊を、令和8年4月から鴻巣消防署鴻巣天神分署に配置し、本格運用を開始するとともに、救急救命士の計画的な養成や高度化する救急救命処置に対応する隊員の育成、医療機関との連携体制の充実を図ってまいります。

次に、県央みずほ斎場の管理運営についてでございますが、2040年に死亡者がピークを迎えると

推計されている多死社会において、火葬場の安定した運営の重要性は高まっております。

第5次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者ニーズの対応に努めてまいります。また、新たな取組として、令和8年度から残骨灰の売払いを実施し、施設の管理運営の財源として活用を図ってまいります。

続きまして、令和8年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第6次消防力等整備計画が最終年度となりますが、この計画に沿って、着実に消防力の充実強化を図るとともに、第7次消防力等整備計画の策定に取り組んでまいります。

施設・設備につきましては、令和7年度からの継続事業として、消防緊急通信指令施設・消防救急デジタル無線施設更新事業では令和9年3月から新システムの運用開始、桶川西分署整備事業は令和8年10月から新庁舎の運用開始を目指し、事業の進捗を図ってまいります。

消防車両等につきましては、鴻巣天神分署の消防ポンプ自動車及び鴻巣消防署の高規格救急自動車等を更新整備いたします。

次に、県央みずほ斎場についてでございます。

当斎場は、平成10年4月の開設から30年目を迎える令和9年度から、施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、大規模改修工事を実施する予定としております。これに先立ち、令和8年度に実施設計業務を行います。

また、火葬業務を安定的に継続するため、火葬炉設備等については、計画的に修繕を行い、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、今定例会で提案いたしました議案7件について、議案番号に従いまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。本案は、1月21日の令和8年第1回鴻巣市議会臨時会において、鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の議決を受けまして、議員及び特別職の期末手当を引き上げるものでございます。

次に、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第1号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、人事院勧告に基づき、通勤手当の引上げや給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げを行うものでございます。

次に、議案第3号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離（P.13「離隔距離」に発言訂正）に関する基準の一部を改正する件が令和7年11月12日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。本案は、令和7年度一般会計における4回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,348万5,000円を減額し、その総額をそれぞれ58億2,546万1,000円とするものでございます。

内容としましては、消防本部・鴻巣消防署及び北本東分署仮眠室個室化工事の事業費確定による減額、その他、各事業費の確定等により過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第5号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、令和7年度斎場特別会計における2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ181万8,000円を減額し、その総額をそれぞれ2億9,256万7,000円とするものでございます。

内容としましては、県央みずほ斎場建築物外壁打診調査委託を、来年度実施する大規模改修工事実施設計業務委託に含めることとしたため、実施を見送ったことによるものでございます。

次に、議案第6号 令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算の総額は54億6,778万6,000円で、令和7年度と比較すると2億4,346万2,000円の減額となります。

次に、議案第7号 令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算の総額は2億7,423万6,000円で、令和7年度と比較すると373万5,000円の増額となります。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては担当からご説明いたします。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

失礼しました。「隔離距離」と申し上げましたが、「離隔距離」に訂正をお願いいたします。

**芝崙和好議長** 次に、議案第1号から議案第7号の細部説明を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

**武田昌行参事兼事務局長** それでは、議案第1号から議案第7号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、令和7年人事院勧告に基づき改正を行うもので、第1条は議員の期末手当の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とするものでございます。

第2条につきましては、令和8年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

第3条及び第4条につきましては、議員報酬の期末手当と同様に、特別職職員の期末手当につい

て改正するものでございます。

なお、第1条及び第3条につきましては、令和7年4月1日からの適用とし、第2条及び第4条につきましては令和8年4月1日を施行日といたします。

続きまして、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてはご説明申し上げます。本案も令和7年人事院勧告に基づき改正を行うもので、第1条は通勤手当の支給額を民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円の幅で引き上げるほか、鴻巣市と同様に職員給料表の改定を行うものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の年間の支給額を0.05月分引き上げ、12月の支給額を期末手当につきましては100分の127.5、勤勉手当につきましては100分の107.5とし、期末・勤勉手当を年間4.65月分としたものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を0.05月分引き上げ、12月の支給額を期末手当につきましては100分の72.5、勤勉手当につきましては100分の52.5とし、期末・勤勉手当を年間2.45月分としたものでございます。

第2条につきましては、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

なお、第1条につきましては令和7年4月1日からの適用とし、第2条につきましては令和8年4月1日を施行日といたします。

続きまして、議案第3号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてはご説明申し上げます。近年のサウナブームを背景として、屋外等に設置されるテント型サウナ室やバレル型サウナ室に設ける放熱設備が全国的に増加しており、これらは従来のサウナ設備とは特性が異なることから、所要の改正を行うものです。

概要といたしましては、現行の火災予防条例におけるサウナ設備の基準が浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっており、屋外に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じているため整備を行うもので、従来のサウナ設備を一般サウナ設備に変更し、新たに簡易サウナ設備を追加するほか、近年の大規模地震において電気に起因する火災が多く発生していることから、住宅防火対策の一環として普及推進を図る対象機器に感震ブレーカーを明記するものでございます。

続きまして、議案第4号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第4号）につきましてはご説明申し上げます。

予算書の4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為は、令和8年度に実施する事業となりますが、いずれも3月中に契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第3表、地方債補正は、事業費の確定により減額するものでござ

ございます。

次に、歳入についてご説明いたします。13ページをお開きください。5款1項1目1節利子及び配当金、総務課、20万8,000円は、財政調整基金及び消防施設整備基金の預金利子でございます。

7款1項2目1節消防施設整備基金繰入金、消防総務課、139万3,000円の減額は、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業の備品購入に係る事業費の確定によるものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債、消防総務課、1,230万円の減額は、起債対象事業の事業費が確定したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページの上段を御覧ください。1款1項1目議会費、3節職員手当等、総務課、5万2,000円は、人事院勧告等による議員期末手当の影響額でございます。

その下、8節旅費203万3,000円及び13節使用料及び賃借料18万2,000円の減額は、組合議会議員研修視察の執行残となります。

次に、2款1項1目一般管理費、一般管理事業、8節旅費34万1,000円の減額は、議会費と同様に研修視察の執行残となります。

同じく2款の下段、総務課、情報管理事業、17節備品購入費288万円の減額は、情報管理機器購入の事業費確定によるものでございます。

次に、17ページ中段、3款1項1日常備消防費、消防総務課、人件費3,137万円の減額は、共済費の徴収率が予算を下回ったこと等によるものでございます。

次に、同ページの下段、3款1項2目、消防総務課、消防用建物等整備事業につきましては、消防本部・鴻巣消防署仮眠室個室化工事の事業費の確定により執行残を減額するものでございます。

次に、その下、指令課、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業につきまして、事業費の確定により執行残を減額するものでございます。

次に、19ページ上段、北本消防署管理指導課、消防用建物等整備事業につきまして、北本東分署仮眠室個室化工事の事業費の確定により執行残を減額するものでございます。

続きまして、議案第5号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、今年度中に4月分の斎場用灯油購入に係る業者を決定するためのものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページをお開きください。3款2項1目1節斎場施設整備基金繰入金181万8,000円の減額は、予定をしておりました県央みずほ斎場建築物外壁打診調査委託を、来年度実施する大規模改修工事実施設計業務委託に含めることとしたため、実施を見送ったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページをお開きください。1款1項1目斎場運営費、

総務課、斎場運営事業、12節委託料181万8,000円の減額につきましても、歳入と同様に外壁打診調査委託の実施を見送ったことによるものでございます。

続きまして、議案第6号 令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。第2表、地方債は、地方自治法第230条第2項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。起債の目的の事業は、消防車両整備事業、桶川西分署整備事業、消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業の3事業となります。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページの上段を御覧ください。1款1項1目1節組合市負担金41億8,503万円は、前年度と比較し3億4,256万5,000円の増額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費で構成しており、共通経費につきましては消防と斎場業務に共通する議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る経費であり、消防経費と斎場経費のそれぞれの負担割合から算出しております。

消防経費の負担割合につきましては、各組合市の令和7年度普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額から算出し、また斎場経費の負担割合は、令和7年10月1日現在の各組合市の人口から算出しております。

13ページの下段を御覧ください。7款1項1目1節、総務課、財政調整基金繰入金1億2,712万円は、一般会計分として1億691万7,000円、斎場特別会計から2,020万3,000円の繰入れを見込んでおります。

次に、その下の2目1節、消防総務課、消防施設整備基金繰入金8,940万7,000円は、桶川西分署整備事業へ充当するため繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の17ページ、上段を御覧ください。1款1項1目議会費、総務課、議会運営事業1,055万3,000円は、議員報酬などの議会運営経費でございます。

次に、23ページの下段、3款1項1日常備消防費、消防総務課、人件費の総額は32億9,198万2,000円となり、常備消防費の91.6%を占めております。

次に、27ページ下段、24節積立金、消防施設整備基金積立金は、消防施設の整備や消防署各所の大規模改修に備えるため5,000万円を積み立てるものでございます。

次に、33ページ上段、救急課、救急活動事業、10節需用費、医薬材料費1,370万8,000円は、感染防止用資機材等の救急活動用資機材でございます。

その下、11節役務費、電話料46万2,000円は、令和7年10月1日から全国一斉に開始されたマイナ救急実証事業について、当組合において令和8年4月1日から本格運用となることから、救急自動車10台分の通信費を新たに計上するものでございます。

次に、39ページの一番下、消防総務課、桶川西分署整備事業7億5,944万8,000円は、桶川西分署

移転に伴う庁舎建設工事費等でございます。

次に、41ページの一番上、指令課、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業、12節委託料2億9,396万4,000円は、今年度から実施している施設の更新に係る費用でございます。

次に、同じページの中段、警防課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費8,756万円は、桶川西分署の広報車及び鴻巣天神分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

次に、その下、救急課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費3,752万円は、鴻巣消防署に配備している高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を第6次消防力等整備計画に基づき更新するものでございます。

次に、43ページ下段、5款公債費、1項1目元金、消防総務課の元金償還事業3億9,712万8,000円と2目利子、利子償還事業の3,835万9,000円は、平成25年度から令和7年度までの消防債54件分の償還金でございます。

以上で、議案第6号の細部説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。11ページ上段を御覧ください。1款1項1目1節、総務課、斎場使用料8,794万円は、令和5年度及び6年度の実績件数から使用料を見込んだもので、火葬室使用料3,161件分、霊安室使用料391日分、待合室使用料2,168件分、式場使用料538件分、小動物火葬炉使用料1,329件分でございます。

次に、13ページ上段、5款2項1目雑入、1節、総務課、雑入570万6,000円は、令和8年度から新たに実施する残骨灰売払収入等でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の15ページをお開きください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、10節需用費のうち燃料費3,402万円は、火葬炉及び空調設備に使用する灯油32万4,000リットルの購入費でございます。

その下、12節委託料1億400万7,000円は、県央みずほ斎場の指定管理料等でございます。

次に、同じページの中段、1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場施設整備事業、12節委託料4,400万円は、大規模改修工事実施設計業務委託料でございます。

次に、同じページが一番下、斎場施設整備基金積立金3,674万6,000円は、県央みずほ斎場の大規模改修に備えて計画的に積み立てる3,000万円に、積立金の定期預金利子見込額104万円と残骨灰売払収入見込額570万6,000円を加えた合計額を計上するものでございます。

以上で議案第1号から議案第7号までの細部説明を終わります。

**芝寿和好議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時55分)



(開議 午前11時35分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第9、議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第10、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**芝崙和好議長** 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

**芝崙和好議長** 日程第11、議案第3号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**芝崙和好議長** 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

**芝崙和好議長** 日程第12、議案第4号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為及び地方債補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**芝崙和好議長** 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

**芝崙和好議長** 日程第13、議案第5号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第14、議案第6号 令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、地方債に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、1款議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、2款総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、3款消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、4款斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、5款公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、6款予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第15、議案第7号 令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、地方債に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

潮田幸子議員。

**9番 潮田幸子議員** 先ほど議案調査のときには時間がなかったので、お聞きできなかった部分もありまして、お伺いしたいと思います。

13ページ、5款諸収入、2項雑入、雑入の残骨灰売払収入の件についてでございます。2022年に、私11月議会でこれを提案させていただきまして、質疑をしていただきました。今回これが入るわけですけれども、この570万5,000円、これは純粋に、今までだったら歳入ではなかったものが入ったものかなというふうに思います。まずその確認です。今までは、こういった残骨灰はなかったかと思しますので、まずは純粋に増となったのかどうかということ。

これについては特別会計のほうになりますので、使い方について特に縛りはないかと思うのですが、もしもこれには使えるけれども、これには使えないというようなものがあるとしたら、その部分の確認をさせていただきたいと思います。

3点目、これをこういったことに使おうという予定を考えているのであれば、それについて伺いたいと思います。

**芝崙和好議長** 鈴木総務課長。

**鈴木浩一総務課長** それでは、お答えいたします。

残骨灰の売払いの収入が今まではなかったかどうかの確認ということで、議員がおっしゃるとおりこちらはなくて、今回初めて出てきた増になった収入の部分でございます。

次に、残骨灰の売払収入の使い方についてなのですが、何に使うのかといったことだと思いますが、こちらは斎場施設整備基金のほうに積立てを行いまして、県央みずほ斎場の利用環境の向上ですとか施設の維持管理、修繕等の財源として大切に活用させていただきたいというふうに考えてございます。

今後の使う予定ということですが、こちらの斎場施設整備基金のほうに積み立ててまいりますので、今後の大規模改修に充てることもあるでしょうし、それ以降の様々な修繕に充てることも想定してございます。

以上でございます。

**芝崙和好議長** 潮田幸子議員。

**9番 潮田幸子議員** そういたしますと、特に縛りのことについてはなかったのですが、ないということではどうか、その1個答弁漏れ、お願いいたします。

**芝崙和好議長** 鈴木総務課長。

**鈴木浩一総務課長** 失礼いたしました。答弁漏れです。

斎場施設整備基金に積み立てるということで、その基金の使える範囲のもので活用していくということですので、基本的には大きな縛りはないのかなというふうに考えていますが、施設整備基金

の目的に沿った形のものに使わせていただくといった形になります。

以上です。

**芝崙和好議長** 潮田幸子議員。

**9番 潮田幸子議員** そういたしますと、今後この議会の中で、こういうふうに使ってほしいという提案をしていくことができるというものというふう判断をしたいと思うのですけれども、それについては議会での一般質問等でやっていけばいいということを確認したいと思います。

**芝崙和好議長** 暫時休憩、お願いします。

(休憩 午前11時48分)



(開議 午前11時49分)

**芝崙和好議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

鈴木総務課長。

**鈴木浩一総務課長** お答えいたします。失礼いたしました。

斎場施設整備基金ということなので、こういうふうに使ってほしいということで、一般質問などで質問されるということは可能かなと思いますが、例えば斎場施設整備基金に積み立てたものを斎場の中の庶務的なものに活用するということは、そちらはこちらの基金の目的からしてできないかなというふうに考えております。

以上です。

**芝崙和好議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

これにて、歳入に関する質疑を終えて終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、1款事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、2款予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**芝崙和好議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決すること賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**芝崙和好議長** 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 管理者のあいさつ

**芝崙和好議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

**並木正年管理者** 令和8年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日、議員の皆様には、全ての議案につきまして慎重なるご審議の上、それぞれご決定をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

暦の上では立春となりましたが、まだまだ寒さが続きます。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、引き続き一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

#### ◎ 閉会の宣告

**芝崙和好議長** 以上をもって、令和8年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時52分)

議 長 芝 寄 和 好

署 名 議 員 永 井 司

署 名 議 員 潮 田 幸 子

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和 8 年 2 月 定例会 議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	1	2月16日	原案可決
2	埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2	2月16日	原案可決
3	埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	3	2月16日	原案可決
4	令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第4号)	4	2月16日	原案可決
5	令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	5	2月16日	原案可決
6	令和8年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	6	2月16日	原案可決
7	令和8年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	7	2月16日	原案可決